

# 地域福祉と市民後見人

KS\_takatsuki

## 市民後見人とは

市民後見人とは、**家庭裁判所から成年後見人として選任された一般市民**のことであり、**専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利と擁護の担い手**の事である。

社会福祉学・ソーシャルワーク論研究者  
大阪市立大学大学院 岩間教授の定義より

## 市民後見人の理念と役割

- ① 市民と行政との協働による市民後見活動であること。
- ② 市民としての特性を尊重した活動であること。
- ③ 地域における支え合い活動の延長線上に市民後見活動を位置づけること。
- ④ きめ細やかな活動が市民後見人には可能となること。
- ⑤ ボランティア精神に基づく市民活動として位置づけられること。

大阪市立大学大学院 生活科学研究科 岩間伸之教授の執筆より

## 市民後見人の必要性

- ① 大阪府の高齢化進行状況・障害者の地域移行により  
成年後見制度のニーズは一層高まる。
- ② 少子高齢化・核家族により家族後見人の割合が低下予想される。
- ③ 専門職後見人は専門性を発揮されるが日常的な見守り等  
密度の濃い訪問を行える状態ではない。
- ④ 親族が遠方・疎遠で高額の資産なく判断能力が不十分な方が  
成年後見制度を利用しにくい状況にある。
- ⑤ 「市町村長申し立て」や「成年後見制度利用支援事業」があるが、  
家族調査等の事務量と事業費の確保が困難なことから  
実際に利用されているケースが少ない。

## 大阪府の市民後見人養成実施市町

平成15年～21年度	成年後見人制度研究会
平成22年度	成年後見制度検討会
平成23年度	岸和田市(1市のみ)
平成24年度	豊中市・高槻市・富田林市・河内長野市・ 泉南市・阪南市・忠岡町・岬町
平成25年度	池田市・東大阪市・羽曳野市・大阪狭山市
平成26年度	八尾市・泉佐野市
平成27年度	貝塚市・田尻町

※ 政令指定都市：大阪市(平成18年度) 堺市(平成25年度)

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 資料より

## 後見人等になった方々は・・・

- \* 親族35% (子=18.7% 兄弟姉妹=5.1%  
配偶者=3.1% 親=2.5% その他親族=5.6%)
- \* 専門職58.6% (司法書士=25.6% 弁護士=20.4%  
社会福祉士=9.9% その他専門職=2.7%)
- \* 法人・市民・その他6.3% (法人：社協ほか=5.4%  
市民後見人=0.6%《213人》 その他個人0.3%)

平成26年成年後見関係 最高裁判所事務総局家庭局 資料より

## 成年後見人制度について

- \* 認知症や知的障害、精神障害などで、**判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度**である。

## 成年後見制度の種類

- ◎ 法定後見制度  
法的に権限を与えられた後見人等が福祉サービスの利用や適切な財産管理を行うことによって、被後見人の生活を保護・支援をする。  
判断能力に応じて、**後見・保佐・補助**がある
- ◎ 任意後見制度  
自分の判断能力が衰える前に信頼できる人に頼んでおく。  
公証役場で、任意後見契約を結ぶ必要あり。

## 市民後見人の職務範囲は・・・

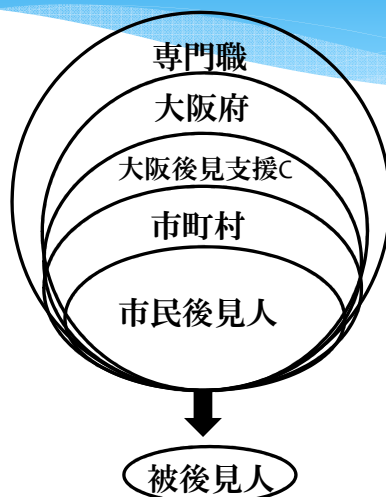
◎自分では、殆ど判断ができない「**後見**」を受任

- \* ① 職務範囲は、財産管理と身上監護  
法律行為を支援し、実務行為はしない。
- \* ② 権限は、代理権(本人にかわって行う)  
同意権・取消権
- \* ③ 成年後見人等が**関与できない行為**は
  - ・身分行為(婚姻・離婚・養子縁組)
  - ・一身専属権(遺言など)
- \* ・医療行為(手術の同意は否)

## 市民後見人が受任する 被後見人の事案

- ◎ 急迫した虐待や権利侵害・家族間の  
係争なし。
- ◎ 不動産の処分、相続や遺産分割等の  
対応なし。
- ◎ 住居が大阪府内で緊急に居場所の確保なし。
- ◎ 福祉的援助について緊急性なし。
- ◎ 本人に自虐、他害の行為なし。

## サポート体制について



## 市民後見人となるには

大阪後見支援センター事業の  
**市民後見人養成講座を受講**

- ※ 4日間の基礎講習 (概ね8月～9月)
- ※ 9日間の実務講習 (概ね10月～11月)
- ※ 4日間の施設実習 (概ね1月～2月)

大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター事務局資料より

## 基礎講習内容は・・

### 4日間の基礎講習（概ね8月～9月）

- ①社会福祉の動向と市民後見人の役割
- ②成年後見制度の概要
- ③権利擁護の基本的考え方と実際
- ④地域福祉の理念と福祉サービス
- ⑤申立の流れと家庭裁判所の役割
- ⑥法テラスの事業
- ⑦後見人の職務
- ⑧対象者の理解

大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター 事務局資料より

## 実務講習内容は・・

### 9日間の実務講習（概ね10月～11月）

- ①成年後見制度の内容と事務
- ②年金・税務申告制度
- ③身上監護の知識と実務
- ④知的・精神障がい者と認知症への理解
- ⑤サポート体制⑥消費者被害の現状と対応
- ⑦高齢者福祉・介護保険・障がい者支援・健康保険・後期高齢者医療保険・生活保護制度
- ⑧財産目録の作成

## 施設実習内容は・・・

**4日間の施設実習**（概ね1月～2月）

資料は後日、配布予定。

## 《参考》成年後見の申し立ての流れと 後見事務

### 《申し立て手続き》

- ①申立人は大阪家庭裁判所で**制度と手続きの説明**を受ける。
- ②申立書式等をセットでもらって**制度説明をDVDで視聴**する。
- ③申立書記入し資料を収集する。
- ④申立書の郵送と**面接日の電話予約**する。（申立人、候補者、本人との面接あり。）
- ⑤親族等の**意向調査**と本人の**判断能力の鑑定**あり。
- ⑥**裁判官**が検討後、開始するか否か判断し、開始の場合は、**後見人を選任**する。（2～3か月で審判が出る。）

### 《後見人の事務》

後見確定後、**1か月以内に本人財産を調査し、財産目録、収支予定表を家裁へ提出**する。

大阪家庭裁判所 村瀬進 主任書記官 資料より



## 《参考》家庭裁判所の役割

- \* 《家裁の現実》
  - ①家裁では、後見の申立てが爆発的に増加
  - ②後見人による不正流用(後見家督事件で年間50億)
- \* 《家裁の取組》
  - ①職員の大幅増
  - ②後見制度支援信託制度の活用
  - ③第三者後見人の積極的な活用
- \* 《市民後見人に期待すること》
  - ①本人の自己決定権の尊重と現有能力の活用
  - ②地域密着の身上監護

大阪家庭裁判所 村瀬進 主任書記官 資料より

# 終わり

ご清聴ありがとうございました。  
ございました。